

香川県内水道のあるべき姿に向けて（提言）

—香川県民の方々への水道サービス水準の確保・向上のために—

平成 23 年 3 月

香川県水道広域化専門委員会

日本の近代水道は明治 20 年（1887 年）の横浜市における給水開始が最初であり、その後、港湾都市を始めとして全国各地で水道施設の建設が進められ、香川県においては大正 10 年（1921 年）の高松市水道の給水を始めとして、第二次世界大戦までには、丸亀市、坂出市、琴平町及び観音寺市において水道の整備が進められた。

一方、明治政府は明治 23 年（1890 年）に「水道条例」を制定し、「水道は市町村が布設すること、水道布設に当たっては内務大臣の認可を受けること、市町村は共用水栓・消火栓を設置すること」などを規定した。

この制度的な枠組みは、昭和 32 年に制定された現行の「水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）」に引き継がれており、水道法第 6 条第 2 項では「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合限り、水道事業を営営することができるものとする。」と規定されている。

このような背景・理由から、明治時代以来、我が国では市町村による水道施設の整備や水道事業経営が主流を占めており、その結果として、市町村営の水道事業が数多く存在するようになっている。

香川県では、昭和 35 年には上水道 15 事業・簡易水道 77 事業、香川用水が通水直後の昭和 50 年には上水道 38 事業・簡易水道 39 事業などと数多くの水道事業が存在していた。その後、とりわけ最近の市町村合併等を契機とし水道事業の統合が行われ、平成 22 年度には水道用水供給 2 事業・上水道 16 事業・簡易水道 18 事業となっている。

ところで、香川県の水道事業の現状を考察すると、全国的に共通な課題である「今後の水需要の減少、水道施設の大規模更新、地震等の災害対策、技術継承、経営改善、環境問題」などの課題とともに、「渇水、香川用水、離島」などが香川県の課題や特徴として挙げられる。

このような水道を巡る歴史的・制度的な背景・経緯などを踏まえつつ、「香川県水道広域化専門委員会」においては、香川県の水道が抱える課題について分析・検討を行うとともに、香川県における広域化の視点と検討すべき要素、そして、広域化の方向とその取組みにおいて留意すべき事項等について慎重審議を行った。

ここに提示する「県内水道のあるべき姿に向けて（提言）－香川県民の方々への水道サービス水準の確保・向上のために－」は、5 回にわたる専門委員会の審議結果を取りまとめたものであり、今後、この提言を受け、関係各位において、できるだけ早期にその具体化に向けて検討が進められることを期待するものである。

なお、「広域化」は「香川県民の方々への水道サービス水準の確保・向上」の取組みの「手段」であって「（最終）目標」ではないこと、また、「広域化」には「（水道事業の統合だけでなく）多様な手法や形態」があることを敢えて付言したい。

平成 23 年 3 月
香川県水道広域化専門委員会
委員長 安藤 茂

I. 香川県内水道のあるべき姿に向けて（提言）

香川県水道広域化専門委員会は、5回にわたって委員会を開催し、県内水道の現状や将来見通しなどについて評価・検討を行ってきた。その審議結果を踏まえ、香川県民の方々への水道サービス水準を確保・向上するために「県内水道のあるべき姿に向けて」について提言を行うとともに、今後の取組みにおける留意事項についても付言することとする。

1. あるべき姿について

水道サービス水準を確保・向上することが水道事業者の使命である。しかし、水需要の減少、水道施設の大規模更新、技術継承など全国的に共通する課題に加え、渇水への対応や離島への通水、香川用水など香川県独自の課題や特徴も有しており、各水道事業者が単独で対応するには限界があることから、香川県内水道のあるべき姿の理想形として、県内1水道を目指すべきである。

このあるべき姿を実現し、県民すべての方々に、安全な水を、いかなる時も安定的に供給していくためには、各水道事業者が個別利害を超えて広域的な見地から連携・協力し、経営基盤の強化や水源の一元管理などにより、課題を克服していくことを目指した「広域化」が有効な手段であり、離島を含めた香川県全域を対象区域とした「広域化」を推進すべきである。

2. あるべき姿の実現に向けた方策について

(1) 広域化の手順について

広域化に向けては、まず、大規模事業者（水道用水供給事業者及び大規模上水道事業者）が中心となって取り組むことが望まれ、その際、県の水道政策担当部局も積極的に関与し、調整的役割を果たすことが期待される。

なお、広域化を進めるに当たっては、水道料金（料金統一）などの課題を考慮すると、まずは、水道事業の運営や水道施設の維持管理等で業務を共同化・共通化することで、効率的・効果的となるものを対象とすることや、事業者の間で早期の水道事業の統合が可能な場合にあっては、当該事業者が先行的に事業統合することが考えられる。

(2) 広域化の運営母体について

具体的な広域化の運営母体については、「市町及び県」で新たな母体を設立することが望ましいが、組織形態を事前に規定することが広域化の推進の制約要因となってしまうことから、市町及び県で協議して決定することが相応しい。

(3) 広域化の形態について

形態については、各市町の水道事業の創設・発展に係る経緯や経営状況等を考慮すると、市町及び県の意向を踏まえながら、事業の統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など市町及び県が参加しやすい形態を検討すべきである。

なお、当初から事業統合という形態にとられることは、利害衝突を招くおそれがあり、広域化の早期実現に向けた阻害要因となる可能性があることに留意しておく必要がある。

3. 広域化に向けた行程について

広域化に向けた行程については、以下のような取組み・手順により進めることを提案する。

- (1) 「県内1水道」を目標としつつ、第1段階として、業務の共同化・共通化に向けた組織体制を整えた後、共同・共通業務を実施する。

なお、香川県全体（上水道事業及び水道用水供給事業の合計）の経営見通しを検討したところ、収益的収支は平成26年度に赤字に転じ、さらにほとんどの水道事業者は平成30年度までには赤字となるものと見込まれる。一方、経営状況が悪化してからの広域化は、各事業者間の調整がより困難となることが予想される。したがって、香川県全体における収益的収支が赤字に転じる前までに新たな運営母体を設立し、業務の共同化・共通化などによる経費の節減や業務の効率化とともに、水道サービス水準の確保・向上などに取り組む体制を整備すべきである。

そのためには、市町及び県の実務者で構成する協議の場を設け、できるだけ早期に、

- ・共同化・共通化する業務
- ・新たな運営母体に係る規程・組織体制・会計・事業計画等
- ・認可等の諸手続き

などを整え、県全体の収益的収支が赤字に転じる平成26年度を念頭において、新たな運営母体を設立する必要がある。

- (2) 新たな運営母体による業務開始から一定期間経過（例えば、業務開始後3年経過時点）を目途に、新たな運営母体による業務の分析・評価を行うとともに、評価結果及びその時点における経営見通し等を踏まえ、平成30年度を目途にさらなる展開（最終段階の県内1水道を目指した事業統合等）について協議を行い結論（合意）を得ることが望まれる。

4. 広域化の推進における今後の留意事項について

- (1) 「広域化」の推進に当たっては、水道法に基づく「広域的水道整備計画」の改定、香川県次期総合計画及び新たな総合水資源対策大綱の策定などにおいて、広域化推進の施策として位置付けるべきである。
- (2) この提言後、広域化の実現に向けて、できるだけ早期に着手し、切れ目なく取り組むため、準備作業として首長等関係者による広域化のための協議の場を設置し、協議を開始するなど、推進体制を整えるべきである。
- (3) この提言のフォローアップ的な位置づけの体制等を整備し、定期的な進捗状況の管理及び上記協議の場での首長等との意見交換などを実施すべきである。
- (4) 工業用水道事業は、水道用水供給事業と一体の施設等があることから、その効果的・効率的な運営管理のためには、これらを一体として管理することを検討すべきである。
- (5) 地球温暖化対策が求められている中、香川用水を通じた水道用水供給システムは「低炭素型水供給システム」であるといえることから、最大限にその特性を活かした水運用を行うべきである。
- (6) 広域化に向けてのデータベース（資産等）の整備、会計制度改正への対応等に取り組むべきである。
- (7) 広域化のために必要な施設の整備等において特定の事業者で費用負担等が偏ることのないよう、あらかじめ費用区分・費用負担等のルールを定めておくべきである。

Ⅱ. 香川県水道広域化専門委員会概要

○ 香川県水道広域化専門委員会 委員名簿 5名（敬称略）

委員長	安藤 茂	(財)水道技術研究センター常務理事兼技監 (元厚生労働省水道課長)
委員長 代理	細井 由彦	鳥取大学工学部 社会開発システム工学科教授
委員	角道 弘文	香川大学工学部 安全システム建設工学科准教授
	佐藤 裕弥	(株)浜銀総合研究所地域経営研究室室長 中小企業診断士
	宮田 要	公認会計士・税理士 (社)日本水道協会経営アドバイザー

○ 開催状況及びその概要

第1回専門委員会 平成22年2月13日（土）

- 議事 (1) 香川県水道広域化専門委員会の設置について
 (2) 県内水道の概況について
 (3) これまでの検討状況について
 (4) 広域化専門委員会における検討内容について
 (5) 今後のスケジュールについて

第2回専門委員会 平成22年4月10日（土）

- 議事 (1) 第1回専門委員会の報告等について
 (2) 共同研究について
 (3) 将来予測等のための調査内容等について
 ① 基礎資料について
 ② 調査・分析項目、委託先について

第3回専門委員会 平成22年7月24日（土）

- 議事 (1) 第2回専門委員会の報告等について
 (2) 業務指標等による現状評価について
 (3) 将来見通しの検討等今後の進め方について
 (4) 「広域化の対象区域」と「経営形態」について

第4回専門委員会 平成22年12月18日(土)

- 議事 (1) 第3回専門委員会の報告等について
(2) 県内水道事業の将来予測について
(3) 県内水道事業の課題とあるべき姿の検討について

第5回専門委員会 平成23年3月8日(火)

- 議事 (1) 第4回専門委員会の報告等について
(2) 専門委員会報告書について
(3) 知事への提言について

○ 香川県水道広域化専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 本県における水道事業の広域化について、専門的かつ客観的な見地から検討を行うため、香川県水道広域化専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、評価・検討を行う。

- (1) 県内の水道事業の現状評価とその将来予測に関すること。
- (2) 県内の水道事業のあるべき姿の提言に関すること。
- (3) その他広域化に向けての推進方策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県政策部水資源対策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月25日から施行する。